

いのちとくらしをまもる  
防災減災令和3年12月15日  
福島地方気象台令和3年2月13日の福島県沖の地震に伴う  
土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準を廃止します

福島地方気象台は、地震の影響を考慮し引き下げて運用していた土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準を見直し、令和3年12月21日から通常の基準により運用します。

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度6弱以上を観測した市町村では通常基準の7割、震度5強を観測した市町村では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、福島県と福島地方気象台が共同で発表する福島県土砂災害警戒情報と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県土砂災害警戒情報の発表基準を、令和3年12月21日をもって通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準についても通常基準に戻すこととしました。これにより福島県内の市町村では土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準は全て通常基準となります。

なお、気象庁で提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」<sup>※</sup>についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

- 1 暫定基準を廃止する日時 令和3年12月21日13時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村（別紙に図示）

※土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

土砂キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

土砂キキクルの解説

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：福島地方気象台 担当 泉、高橋 電話 024-534-0321

